障害年金制度について

障害年金

公的年金制度には、主に自営業者などが加入する国民年金や会社員などが加入する厚生年金があります。こうした制度に加入中の病気やけがで障害が残った場合は、国民年金から「障害基礎年金」、厚生年金から「障害厚生年金」が支給されます。

重い ← **障 害 の 程 度** → 軽い

	1 級 障 害	2 級 障 害	3 級 障 害	
上乗せ年金（2階）	障害厚生年金（1級）	障害厚生年金（2級）	障害厚生年金（3級）	障害手当金
	配偶者の加給年金	配偶者の加給年金		
基礎年金（1階）	障害基礎年金（1級） 年 966，000円	障害基礎年金（2級） 年 772，800円		
	子の加算（第1・2子） 各年 222，400円	子の加算（第1・2子） 各年 222，400円		

※ 子の加算：第3子以降は
各年 74，100円

年金額は、平成26年4月現在

障害年金を受けるには、次の3つの要件が必要になります

1 初診日に被保険者であること

● 初診日において、国民年金または厚生年金保険の被保険者であるか、または国民年金の被保険者であった人で、60歳以上65歳未満の国内居住者であること

【20歳前傷病による障害基礎年金】
初診日において、20歳未満であった人が、20歳に達した日において1級または2級の障害の状態にあるときなどは、障害基礎年金が支給されます。

2 保険料の納付要件を満たしていること

● 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付期済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること

【上記要件を満たせない場合の特例】
初診日が平成38年4月1日前のときは、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がないこと

3 一定の障害の状態にあること

● 障害認定日（※）に障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること、または障害認定日後に、障害の程度が増進し、65歳になるまでに障害の状態が1級または2級（障害厚生年金については1級～3級）に該当すること

※障害認定日： 障害の原因となった傷病の初診日から起算して1年6ヵ月を経過した日、または1年6ヵ月以内にその傷病が治った場合（症状が固定した場合）はその日

◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要です。請求窓口は、障害基礎年金はお住まいの市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金はお近くの年金事務所になります。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構 Japan Pension Service